

【震災復旧・復興に関する地区説明会（大根布地区）】

日時：令和6年12月1日（日）10時～ 会場：大根布公民館

主な質疑（概要）

○：参加者からの意見・質問

●：町の回答

※補足事項

○液状化対策として地下水位を低下させるとのことであるが、大根布の旧地区では多くの家庭で井戸水を使用している。その点の影響はどのように考えているのか。

●地下水位低下工法では地下水位を地盤面からマイナス3m程度まで下げることを目指すものであり、それより浅い井戸には影響があると考えられる。

○井戸は基本的には3m以上掘っていると思うが、水が出にくくなるなどの悪影響は無いのか。

●地下水の取水深さにもよるが、少なくとも、町の公共事業で取水し地下水位を3mほど下げるとなると、それよりも浅い位置で取水している井戸には影響があると考えられる。

○その場合の補償等は考えているのか。

●実証実験により採用する工法が見込まれた段階で検討していきたい。

○町道の本復旧は令和10年以降にまでかかるため、それまでは自分の土地は現状のままであると認識している。そのため、町道が復旧するまでは災害公営住宅に住むことになると思うが、自分の土地に戻る際には、何かの支援はあるのか。自宅は公費解体済みであり、現在みなし仮設に居住しておりその後は災害公営住宅で暮らす予定であるが、町道や下水道がきれいに整備されたタイミングで、自分の土地に家屋を建てたいとなった時に災害支援金はもらえるのかを聞きたい。

●被災者生活再建支援金が使えらるかどうかは個々の状況を整理する必要がある。

※被災者生活再建支援法では、町営・県営住宅等の公営住宅(災害公営住宅を含む)に入居中の方は原則として、被災者生活再建支援金の内、加算支援金の申請はできない制度となっています。また、公営住宅を退去して住宅を建設・購入する場合には加算支援金を申請できることとなっております。ただし、現時点（令和6年12月現在）の被災者生活再建支援金の加算支援金申請期限は令和9年2月1日までとなっていることを申し添えます。

○資料には補助事業の適用開始日がいくつか記載してあるが、期限は示されていない。いつまでに対応しなければならないという期限はあるのか。

●被災宅地等復旧支援事業等期限を記載していないのは、現時点において期限が定まっていないためである。期限が決まった段階で町からお知らせする。

○災害公営住宅に入居した場合には家賃が発生するとのことだが、どういった基準で決まるのか。応急仮設住宅の入居期限は災害公営住宅の整備と同じく、5年10年まで可能となるということか。また、個別回答はなるべく止めていただきたい。なるべくこの場で広く認知してもらいたい。

●個別回答と話したのは個人のご事情をお聞きするという意味で個別回答という表現をつかった。誤解を招き、申し訳ない。家賃については12月に実施する意向調査において参考になる金額をお示しするのでご確認いただきたい。応急仮設住宅の期間は2年間として国で決められているが、町から期間の延長を要望している。ご理解いただきたい。

※12月に実施するアンケートの参考資料に、おおよその家賃としてお示しいたします。

●説明会での意見はHPで公表するので、ご確認いただきたい。

○HPを見れない人もいるのではないか。

●HPを見れない人への周知も何かしらの方法で対応したい。

※役場、公民館でも主な質疑について閲覧できるようにします。

○P9の宅地液状化防止事業のイラストに公共施設と隣接宅地の一体的な液状化対策とあるが、家屋が残っている箇所もあると思われる。そのため、地下水位低下工法を基本に進める予定なのか。

●大根布1丁目、9丁目への対策についてであるが、地下水位低下工法は工事による住民負担やコストが少なく、優位な工法であると考えている。また、区域設定の条件について、3,000㎡に満たないことはないと考えている。

○県道について、アルビスの近くに「津幡土木事務所に問い合わせください」と看板が設置されているが、工事の開始完了予定を教えてください。

●県道に関しては、消雪装置は今アルビス近くの装置は水が出ない状況にあり、機械除雪で対応する予定と聞いている。アルビス近くの看板は片側交互通行に関する県の予告看板かと思われるが、現時点で町としては工事の情報を把握していない。

※説明会終了後、県に確認したところ、大根布1丁目地内カーブス内灘大根布店から鶴ヶ丘2丁目地内内灘中学校の間で、能登半島地震の影響により、道路の傾斜が大きくなっている2箇所を、現状の道路で舗装を擦り付け、自動車が現在より通行しやすい、緩い勾配とすることを目的とした仮舗装工事を令和6年12月18日（水）から12月26日（木）までの内2日間程度を見込み実施する予定との事です。

○アルビス周辺に看板が設置されており、そこには12月半ばに開始すると記載されている。また、先日町民宛てに消雪できない箇所における対応が記載されたチラシが配布されているが、松任宇ノ気線については記載がない。それはどういうことか。

●現地に看板があることは認識しているが、津幡土木の工事情報はこちらで把握していない。大根布地区に配布した消雪装置に関するお知らせは町道に関するものであり、県道に関するものではない。なお、県道の消雪装置は水が出ない状況と聞いているため、本日お話しさせていただいた。

○町道で消雪ができない区間を詳細に示してほしい。

●情報に関しては、HP等を活用してお知らせしていきたい。

※住民への周知を図るため、町HPに題名「冬期の道路除雪計画について」として、令和6年度内灘町道路除雪実施計画、地震の影響による消雪設備の一部停止箇所を掲載している。

○復旧・復興スケジュールをみると、2年後から液状化対策を実施するとなっているが、放水路を境に被災状況が変わっている。大根布の郵便局があるところは1m近く地下水位が高くなっており、これが原因だと思っている。金沢市の栗崎も同様の被災であり、体育館

の松林があるが、かつては大野まで伸びていた。冬に吹雪いても松林が風を防ぎ、融雪もされ、歩くことができた。過去は大根布の1～5丁目は雨が降ると道路が冠水したが、近年は水に浸からなくなった。そのため、被害は少なかったと思う。今回は人災の部分があると思う。何かあると水が上がってきた。郵便局の排水が井戸に流れ込んだ影響なのかもしれない。今の武道館の後ろに通常は水が無かったが、春先になると水が増え、武道館の横に水が流れていた。南部と北部で状況が異なるが、できるところから対策してほしい。

- 昔から水の道があったとはお聞きしているが、P9の写真のような実証実験を、南部では総合グラウンドで、北部は西荒屋小グラウンドでそれぞれ実施する予定であり、地下水位が実験後にどうなるのかを調査していきたい。

-
- 前の説明会でも説明されたかもしれないが、金沢から湊大橋についての県道も直してもらえよう県にお願いしてもらいたい。
 - 向粟崎・旭ヶ丘の地区説明会でもご意見いただいた。県には対応を依頼している。
 - これまでに何か回答が来たか。
 - 今のところ県から回答はない。
- ※県道の本復旧は、町の液状化対策方針が固まった後に決まっていくため、県は仮舗装で現状の改善ができないか検討することのこと。
- ※県は内灘湊大橋付近の県道について、令和6年12月12日（木）に現状改善を目的とした仮舗装工事を実施しました。

-
- 液状化対策検討エリア以外の対策は考えているのか。もし、今後地震が発生した場合、被害を受けていないところの液状化も想定されるが、町の考えをお聞きしたい。
 - P4のエリアについて、赤い範囲が液状化範囲であり、それを道路などの公共施設で囲ったものがオレンジのエリアである。今回は被害が起こったエリアのみで液状化対策を進めたいと考えている。
 - これらの箇所では、まず先行的に液状化対策を実施するということか。他の場所は対策を検討していないということか。
 - 今回は被害があった箇所で液状化対策を行い、もし将来に地震による液状化被害があった場合は、その時に対策を打つことを考えている。
 - 予防策への考えには至っていないということか。また、内灘町は大野川に近い場所の堤防が傷んでいると思う。崩れたりしないのか。
 - 今ご指摘の堤防の管理は石川県であり、定期的なパトロールは実施していると聞いている。雨の時期に異変があれば町としても県へ報告するようにしており、現状では特に問題ないと認識している。
 - 回答はHPで乗せてもらえるのか。堤防が崩れないか不安である。あと、今後の対応に過去の事例で5～10年かかるとあるが、早くしないと人口が減る。北部の西荒屋周辺の県道は、倒壊家屋がまだ多い。その対応のスピードアップは考えていないのか。
 - 堤防に関しては、石川県と確認し、どのような情報を提供できるか、また協議していきたい。
 - スケジュールについては、区域全体を一括で行うのではなく、工区分けを行い、少しでも早く対策を進めていきたい。
 - 県道8号線を走った際に道路も家屋の損傷がひどく、気持ちが落ち込む。

- 西荒屋小学校周辺では道路改良工事に着手しているが、家屋については個人財産であり、所有者の判断やタイミングもあろうと思う。道路は仮工事が進んでいる状況である。
- 公費解体も順次進めており、徐々に改善されると思う。

-
- 県か町のどちらの管轄かは分からないが、1月1日の地震の後、河北潟の防波堤も地震で壊れたと聞いた。その後、現在何かの作業をしているようだが、清湖大橋の付近の工事は何をしているのか。
 - 河北潟については県から堤防の応急復旧は実施しているとは聞いている。詳細については県に確認したい。
 - 河北潟から水が流れてきたらどうしようかと危惧しており、県から情報を得たら知らせてもらいたい。

-
- P4の液状化対策のオレンジと赤のエリアについて、自分は大根布5丁目に住んでいるが、自宅や周りの地域でも若干の液状化や隆起・沈下している状況でもあるが対策エリア外である。今後同程度の地震が発生しても被害は発生しないという判断か。外れた経緯を教えてください。
 - この範囲は国が示したものである。液状化対策を実施する上で範囲が変更になることも考えられる。
 - 今後、エリアが拡大する可能性もあると考えてよいか。
 - 町として罹災証明等をもとに詳細な情報を把握して検討する。
 - いつ頃決定するのか。工事は5年10年かかるとの説明だったかと思うが。
 - 対策地区ごとの検討として、今年度中に国と対策エリアの範囲を詳細に詰めていきたい。

-
- 宅地復旧支援事業について、元々沈下対策の仕事もしており、依頼された場所を順に直しているところだが、町の窓口の説明が二転三転している状況についてかなり不安視している。9月当初に申請を出したとき、地盤調査や判定の資料は必要ないとのことであった。しかし3週間前に相談にいったところ、地盤調査を行って液状化が認められないと支援を受けられないとの回答であった。以前、調査が不要であることや先に工事を実施することについて何度も確認したが、既に地盤改良を実施した宅地は今更調査をしても液状化を確認することはできない。これでは採択要件が厳しくなり、先に申請した人だけが得をするような制度になってしまう。自分の家の修理は後回しにしているが、自宅の再建をするときに支援してもらえるのか懸念している。当初は申請の承認のハードルは低いと感じていたが、その後運用が変わることもあるのは理解できる。ただ、補助金の返還が求められる可能性がある旨の説明があり、そのような場合、町として町民を守るための覚悟があるのか確認したい。なおその時の、町の職員の態度には憤りを感じている。
 - 宅地復旧支援事業の申請については、おっしゃるように当初と話が変わってきた経緯があったのは事実ではある。また、職員の態度については認識を改め対応をしっかりとりたい。県との対応については、交付決定を受けてから確定までに至るまでの流れについても確認していく。

-
- 液状化対策について、内灘町の中でも大根布4丁目は被害が少ないエリアであり、これまで地震に対して声を挙げていくことに遠慮し、意見は申し上げていなかった。一方、北部の被害が大きかったこともあり、南部の自分たちのところは復興が後回しになってしまう

のでないかとも危惧していた。液状化対策の実証実験の後の、住民の合意形成とはどのようなことを考えているのか。合意形成がされた地区から先に対応してもらえるのかをお聞きしたい。

- 南部から北部の液状化対策について、実証実験の結果が得られたら住民合意を得やすいように工区分けをしながら進めたい。昔は国の要件が2/3以上とあったが、今はそこまでの要件は必須ではないものの、住民の合意形成は必要である。住民の合意形成がとれたところから液状化対策を進めることになると思われるが、実証実験の効果もまだわからないので、まずは実証実験を進め、効果を把握したい。
- 被害の大小で対応に差がでることはないと思ってよいか。
- 実証実験の結果、可能と判断できれば、被害の大小に関わらず進めていきたい。

○発災から11カ月経った。その間、住民説明会や相談会に参加し、自宅の再建をすることとなった。これまで、住民にとって身近な町内会や地区で被災状況を共有できなかったことが残念である。支援金を払えばよいということではなく、住民に寄り添うことを心がけてしてほしい。大人しい町内会ではあるが、意見を交えることが必要である。これまで自主的に被災地巡りをしてきたが、復興はまだまだだと認識しており、今後情報を共有していくことが大事であると考えている。その点に配慮いただきたい。

- P22の災害復興計画に関して、これから町として、地区ごとの協議会と話を進めていきたいと考えており、地区ごとのまちづくりについても話をしていきたい。
- 自分は4丁目であるが、町内会が一番身近であり、みんなと車座で話し合っていた方が、皆の悩みも出てくると思う。町内会の人にはよろしくお願ひしたい。
- 地区協議会と連携して進めていく。

○実証実験はどの程度の期間を要するのか。液状化対策は過去に実施されていないのか。実験の結果、適用できないとの判断となった場合はどうなるのか。

- 東日本大震災でも熊本地震でも地下水位低下工法が採られ、浦安市では格子状地中壁工法が採られている。実証実験については令和7年度からの1年を見込んでいるが、土地によって地下水位の状況が異なっており、地盤沈下や地下水位の低下の効果がどの程度かを確認した上で進めていく予定である。
- 対策を実施するのは早くても1年後になるということか。
- 実証実験の結果、どの地区でどのように進めるかの実施設計が必要となりこちらも1年程度を見込んでいる。令和9年度の工事着工を目指している。

○公費解体が進み、更地が増えると思うが、そのような場所は地盤改良工法が適用されるのか。

- 地盤改良工法は、公費解体が進み広い土地が確保できれば有効かと思うが、住宅が点在して残る場合は難しい工法であると考えている。地下水位低下工法ならば液状化対策をエリアとして実施することができるが、一方で地盤沈下のリスクも考えられる。
 - 更地になった地権者が地盤改良をしたいとなる可能性もあるのか。
 - 地盤改良工法しかない場合は個別に検討していく必要はあるが、負担は現段階においては、被災宅地等復旧支援事業を活用して進めることも選択肢の一つと考えている。
-

- 発災から既に 335 日経過した。町長にお願いしたい。被災して辛い気持ちをもったまま生活している半壊以上の方に一律 10 万円の支給をしてもらえないか。
 - 半壊以上の被害を受けた世帯は 700 件ほどある。義援金が 7,000 万円あれば分配できるが、現在は義援金のストックが 3,000 万円ほどしか残っていない。義援金が最終的に余剰となれば関係者に分配することも考えているが、現段階で 10 万円を支給するとは言えない。即座に分配できるものでは義援金あるが、配分に関する委員会があるのでその場で検討したい。
 - 今ある義援金を全て配布することはできないのか。
 - 今後、さらに罹災証明が出てくる可能性があるので全てを分配する訳にはいかない。
-
- 役場で個別相談を受け付けているので、必要に応じて相談に来てほしい。